

美文論書バッティカーヴィアの研究

(要旨)

広島大学大学院文学研究科
博士課程後期人文学専攻
学生番号：D115636
氏名：川村 悠人

論文の要旨

ふりがな 氏名	かわむら ゆうと 川村 悠人
論文題目	美文論書バットィカーヴィアの研究
論文の目的と方法 <p>バットィ (6-7 世紀) が著した『バットィカーヴィア』 (以下 BhK) は、大叙事詩『ラーマヤナ』を題材としてラーマ物語を描きつつパーニニ文法学の文法規則を例証することを企図した美文論書 (kāvyasāstra、論書の目的を果たす詩的・修辭的に卓越した文学作品) である。22 の章 (sarga) より構成される BhK (全 1625 詩節) は、作品が持つ論書の側面から、雑多の部、主題の部、明晰の部、定動詞の部の四部 (kāṇḍa) に分けられる。これらのうち、詩学上の諸規定が例証される明晰の部は作品の詩学部門をなし、文法規則が例証される残りの三部は文法学部門を構成する。そして、BhK の主眼が後者における規則例証にあることは作者自身の言葉から明らかである。しかし、BhK 文法学部門の本格的な研究はこれまで全くなされてこなかった。パーニニの文法規則を適正に解釈し適用することは決して容易ではないからである。本論文は、BhK 文法学部門を考察し、同書の規則例証の方法論的原理と文法学史上の位置づけを解明しようとするものである。</p>	
論文構成 <p>本論文は序論、本論、付論より構成される。本論は全 5 章及び結論から、付論は翻訳研究からなる。</p>	
序論 <p>序論では、美文、パーニニ文法学、美文と文法学の関係、BhK の注釈書・詩学史上の位置づけ・構成について詳説し、同作品の研究史を概観して問題の所在を明らかにした上で研究の目的と方法を提示した。</p>	
第 1 章 文法規則例証の目的と様態 <p>本論第 1 章では規則例証の目的と様態を考察した。</p> <p>1.1 ではバットィが述べる著作目的とその目的の達成手段について検討した。バットィによれば、著作の目的は規則例証を通じて文法学に基づく正しい言語使用を読者に教示することであり、その目的は彼が提示する例に則した教師の文法学的解説 (vyākhyā)、言うならば作品の教科書的使用により達成される。</p> <p>1.2 では、バットィが如何なる原則のもとで規則を選択し、例証しているのかを考察した。バットィは A 3.1.91 dhātoḥ (「動詞語根の後に」) を言わば作品全体の支配規則として設定している。A 3.1.93 kṛd atin̄ が示すように、A 3.1.91 の支配下規則により導入される接辞は動詞接辞 1 音の代置要素である定動詞接辞 tiN̄ と名詞語基を派生する kṛt 接辞の二種のみである。バットィは、1 音の導入規則及び 1 音の代置要素 tiN̄ で終わる項目を扱うために定動詞の部を、kṛt 接辞導入規</p>	

則を扱うために主題の部を用意した。バツティが動詞語根表『ダートゥパータ』で最初に提示される *bhū*（「ある、生じる」）の派生形の使用をもって作品を開始していること及び動詞語根からの派生形に関わる規則を中心に主題の部で例証する規則を選んでいることも、文派生の中核をなすものとして動詞語根を重視する彼の姿勢を裏付ける。そして、バツティは主題の部をパーニニ文典の最終部に位置し、語形派生の最終段階で適用される *tripādī* 中の規則の例証によって締め括っている。*BhK* の構成がパーニニ文法の派生組織とパーニニ文典の構成に立脚したものであることは明らかである。

また、バツティは作品の美文性を確保するために規則の全パターンの例証を意図的に避けている。

1.3 では規則例証の中に見て取れるバツティの美意識を明らかにした。バツティは詩学的観点から修辞と見なされる順番対応の原則を念頭に置き、規則が定式化されている順序 (A、B、C...) とそれを例証する語の配列順序 (a、b、c...) 及び規則中で項目が提示される順序 (A-1、A-2、A-3...) と各項目が関与するパターンを例証する語の配列順序 (a-1、a-2、a-3...) を可能な限り一致させている。

第2章 『バツティカーヴィア』と『ラーヴァナールジュニーヤ』

第2章では、バウマカ (11世紀以前) の美文論書『ラーヴァナールジュニーヤ』との比較考察を通じて *BhK* の美文論書としての卓越性を論じた。

2.1 では『ラーヴァナールジュニーヤ』の概要を示した。

2.2 では、バウマカがなす *kāraka* (行為実現者) 術語規則の例証とバツティのそれを比較した。バウマカはバツティとの違いを示すため *upajāti* 等の13種の多様な韻律を使用した。このために彼の作品は物語の流れに沿う形での規則例証に破綻をきたし、多数の詩的欠陥を抱えることになった。バツティは他の韻律に比べて詩行 (*pāda*) を構成する音節数が少なく、長短の配置の自由度が高い *śloka* (各詩行8音節) のみを意図的に使用し、美文性の確保に努めている。

2.3 では美文論書の定義について考察した。詩論家達によれば美文論書はあくまでも美文でなければならず、従って、そこに詩的欠陥は決して見出されてはならない。美文の条件を満たしてはじめて美文論書の役割が果たされ得るのである。

第3章 バツティ、カーティアーヤナ、パタンジャリ

第3章ではバツティの表現にパーニニ文法学の伝統がどれほど反映されているのかを検討した。

3.1 では、パーニニの規則に加えてカーティアーヤナの *vārttika* が主題の部で例証されていることを指摘した。*vārttika* の理解なくして正しい言語運用の習得はあり得ない。バツティはより高い教育効果を狙い、*vārttika* を例証する表現を主題の部で使用している。

3.2 では、A 1.4.51 に対してパタンジャリが引用する *śloka-vārttika* が *BhK* 6.8-11 で例証されていることを指摘した。バツティがそれを例証したのはどの動詞語根と関わる *kāraka* が A 1.4.51 の適用対象となるかを明示するためである。

3.3 では、バツティが文法学の伝統に精通しながらもパーニニ文法学最高の権威であるパタンジャリの規則解釈に常に従うわけではないことを指摘した。バツティは彼の時代の詩人達の言語慣習を考慮に入れ、パタンジャリの解釈には反するもののパーニニの規則自体には反しない

表現を使用して A 2.3.17 を例証している。彼は文法家であることより詩人であることを優先させたのである。

第4章 「雑多の部」と「定動詞の部」

第4章では雑多の部と定動詞の部の役割について検討した。

4.1 では雑多の部の論書的作用を考察した。雑多の部には主題の部で扱われない規則や適用対象のパターンを可能な限り網羅する役割があり、雑多の部が作品の冒頭部に置かれているのは、それ以降の部でも、特定の支配規則を前提としない諸規則の例証を意図した詩節が述べられる場合があることを示すためである。

4.2 では定動詞の部の論書的作用を考察した。多様な定動詞形が提示される定動詞の部には、規則例証に加えて、既成形 (nipātana) を提示する規則と同様、定動詞形それ自体を提示された通りに受け入れられるべきものとして教示する役割がある。

4.3 では両部の美文的役割を考察した。主題の部と定動詞の部に比べて表現を制限される度合いが少ない雑多の部は、言葉の面だけでなく内容の面から作品を飾る役割を担う。一方、定動詞の部における多様な定動詞形の使用には、多種多様な言語使用、行為の並列、正しい語形成といった修辞または詩的美質によって作品を飾る役割がある。そして、雑多の部を構成する第1章でのアオリスト形の多用は定動詞の部での多様な定動詞形の使用と同じ役割を果たす。

第5章 『バットーカーヴィア』がパーニニ文法学に与えた影響

第5章では BhK がパーニニ文法家達に与えた影響を考察した。

5.1 では、詩聖カーリダーサ (4-5 世紀) の作品にも使用例が見られるバットーの非文法的表現 subhru (「美しい眉をした女よ」 voc. sg. f. 正規形 subhrūḥ) の問題点を検討した。バットーによれば、その表現は術語 nadī の適用を禁止する A 1.4.4 を不注意 (pramāda) から見落としたことに起因する。

5.2 では subhru という語形に対するバットーの見解を考察した。バットーはバットーの表現を文法的に正当化しようとする彼以前の文法家達の試みを全て否定する。彼によれば如何なる文法学上の解釈技法を用いても subhru という語形を正当化することは不可能である。バットーが SK 306 で当該表現の数ある使用例の中からバットーのものを代表例として取り上げているという事実は、バットーの言語使用が与える影響とバットーの権威の大きさを彼が認識していたことを意味する。

5.3 ではナーゲーシャの見解を考察した。ナーゲーシャも subhru という語形を文法的観点から正当化しようとする文法家達の試みを否定する。しかしその一方で、彼は詩学的観点からその語形を正当化した。

バットーとナーゲーシャの議論を通して知られるバットーの表現を正当化しようとした文法家達の歴史は、BhK が文法学学習と規則解釈のための準文法学文献として確立されていたことを示している。

結論

結論では以下のことを指摘した。BhK はまさにパーニニ文典の例証作品であり、正しい言語形式を学ぶための準文法学文献である。完成された文学作品として、パーニニ文法派生組織の根幹である動詞語根の派生形規則を例証し多様な定動詞形を提示した点に美文論書 BhK の核心

がある。まさにそのことが同作品を権威ある準文法学文献として確立せしめたのである。

付論

付論では BhK 1.1-27、5.97-100、6.8-11、6.87-93、8.70-131、15.1-5、17.1-5、18.1-5、19.1-5、22.32-35 及び注釈書『サルヴァパティナー』と『ジャヤマンガラ』の翻訳研究を提示した。